

令和2年版

事業概要

(令和元(平成31)年度事業実績)



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

群馬県中央児童相談所
(北部支所含む)

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

はじめに

児童相談所の業務・運営につきまして、日頃から各関係機関をはじめ、多くの皆様から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度に本県の児童相談所が対応した児童相談件数は、10,584件で前年度比0.5%の増加となりましたが、児童虐待相談件数は、前年度比30%の大幅な増加で、過去最多1,799件となりました。この件数は、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）が施行された平成12年度の324件から約5.6倍に増加しています。

国においては、平成28年に児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念及び国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化し、児童相談所の体制・専門性や権限の強化を図ること等の関係法令の改正が行われました。また、平成29年には虐待を受けている子どもの保護を図るため、里親委託・施設入所等への措置の承認の申立てをした場合、家庭裁判所は都道府県等に対して保護者指導を勧告することができる等、司法関与を強化する措置等も講じられました。平成30年には児童の安全確保を最優先とする観点から、虐待通告受理後原則48時間以内に児童相談所や関係機関において直接子どもの安全確認を実施することや児童相談所と警察の情報共有の強化等のルールが徹底されました。こうした対策の強化を図っているにもかかわらず、児童の生命が奪われるなどの重大事件は後を絶たず、深刻な社会問題となっているため、令和元年には「虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づき児童福祉司の増員等、更なる体制の強化を図りました。

また、改正児童福祉法（以下「法」という。）及び改正児童虐待防止法では、親権者や里親・児童福祉施設長による体罰の禁止や児童相談所の「介入」と「支援」を担当する職員を分けようとして、介入機能を強化すること等が明文化され、令和2年4月から施行されました。そして、近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際に自治体間の引き継ぎや情報共有が不十分であったことから、令和3年度には夜間・休日も含め日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みとして「要保護児童等に関する情報共有システム」の運用を開始する予定です。

本県においては、国の「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)」の全面的見直しにより「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを受け、「群馬県家庭的養護推進計画」（計画期間：平成27～41（2015～2029）年度）を、昨年度「群馬県社会的養育推進計画」に名称変更し、全面的に見直しました。「家庭養育優先原則」を徹底するため、里親等委託率に数値目標を定め実現を目指すとともに、児童養護施設に地域小規模児童養護施設等を設置し、できる限り良好な家庭的環境で養育できる体制を整備します。

なお、定員超過が常態化していた一時保護所については、令和2年4月に東部児童相談所を移転して新たに開設し、運用を始めたところです。

この事業概要は、令和元年度の本県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。皆様の日々の業務に御活用いただければ幸いです。

今後とも、本県の児童福祉推進のため、特段の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年8月

群馬県中央児童相談所長	富田 昌志
〃 北部支所長	都丸 要
群馬県西部児童相談所長	菊地 常仁
群馬県東部児童相談所長	武政 秀明

児童憲章

(昭和26年5月5日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

目 次

I	児童相談所の機能と役割	1
1	児童相談所の機能	1
2	児童相談所の役割	1
3	児童相談の種類と内容	2
4	児童相談の流れ	3
II	管内概況	4
III	各児童相談所の概要	6
1	中央児童相談所の概況	6
2	西部児童相談所の概況	1 1
3	東部児童相談所の概況	1 4
IV	事業の状況	1 7
1	相談受付の状況	1 7
2	児童心理司活動状況	2 3
3	児童福祉司活動状況	2 4
4	一時保護の状況	2 5
5	その他の事業の実施状況	2 7

統 計 表

表 1	相談経路別受付状況	3 5
表 2	相談種別受付状況	3 6
表 3	相談内容別受付状況	3 7
表 4	市町村別相談種別受付状況	4 2
表 5	相談種別年齢別受付状況	4 4
表 6	相談種別対応状況	5 1
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	5 5
表 8	児童心理司の活動状況	5 7
表 9	児童心理司による心理療法・カウンセリング（在宅情緒障害児治療訓練）の状況	5 8
表 1 0	療育手帳の判定の状況	5 8
表 1 1	特別児童扶養手当等診断書発行件数（障害児福祉手当を含む）	5 8
表 1 2	出張相談の状況	5 9
表 1 3	1歳6か月児・3歳児精健及び事後指導の状況	6 0
表 1 4	施設入所再判定の状況	6 0
表 1 5	児童福祉司による在宅指導（法第26条第1項第2号措置）の状況	6 1
表 1 6	児童福祉司による在宅指導（法第27条第1項第2号措置）の状況	6 1
表 1 7	児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託等状況	6 2
表 1 8	施設入所児童等の措置解除の理由	6 3

表 1 9	里親及び委託児童の状況	6 4
表 2 0	年齢別在宅重症心身障害児（者）数	6 5
表 2 1	措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導	6 6
表 2 2	郡市別一時保護児童数	6 6
表 2 3	一時保護児童相談別援助状況	6 7
表 2 4	一時保護児童性別年齢別状況	6 8
表 2 5	一時保護児童在所日数	6 9
表 2 6	月別一時保護児童の状況(延人員)	7 0
表 2 7	一時保護児童受診の状況(中央児相)	7 0
表 2 8	児童福祉司活動状況	7 1
表 2 9	「こどもホットライン24」電話相談等の状況	7 2
《参 考》	関係施設一覧	7 3

I 児童相談所の機能と役割

児童相談所とは

児童相談所とは、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。

市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行う行政機関です。

そのために必要な調査・判定を行ったり、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

1 児童相談所の機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮・活用し、その任務を果たしていきます。

(1) 基本的機能

①市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

②相談機能

児童に関する家庭・その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能

③一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

④措置機能

児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等の機能

⑤障害児支援機能

知的障害児が福祉サービスを利用しやすくするために発行される療育手帳の判定や、特別児童扶養手当診断書発行、重症心身障害児判定、障害児入所施設等利用契約等の機能

(2) 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

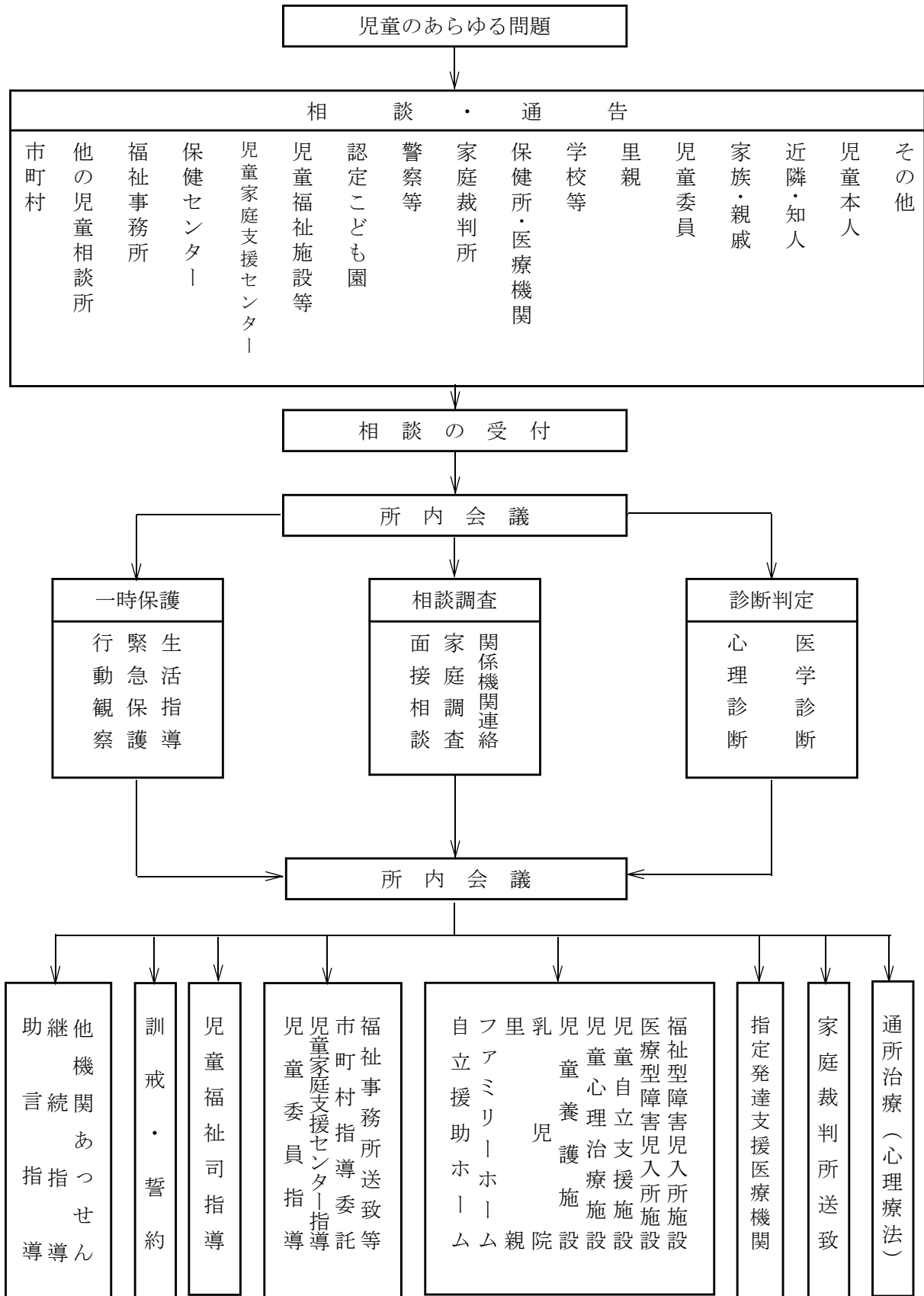
2 児童相談所の役割

市町村が児童相談窓口として明確化されたことにより、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的ケアが必要な事例への対応に役割が重点化され、児童家庭相談体制の充実を図ることとされています。

3 児童相談の種類と内容

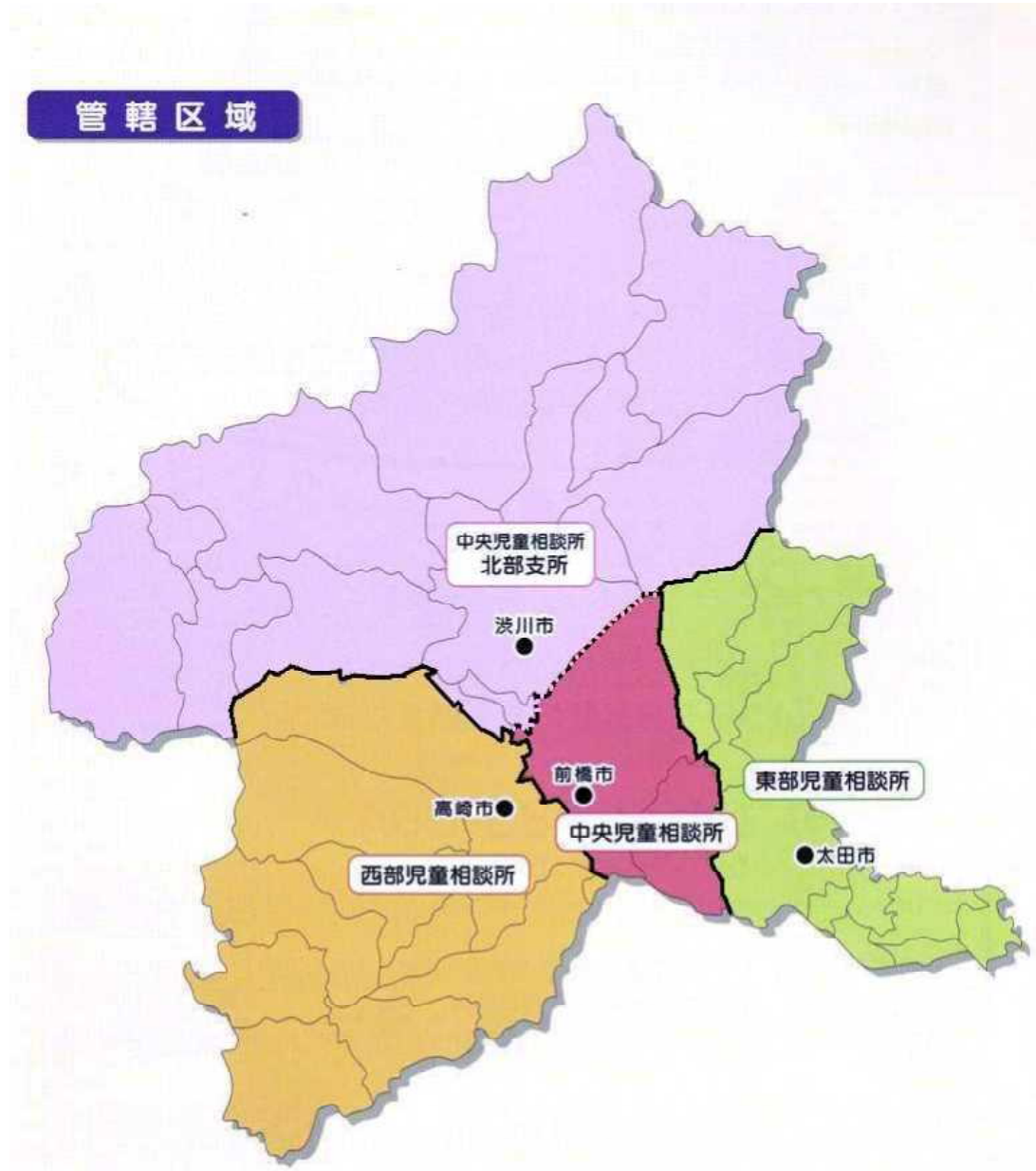
種 別		内 容
養護 相談	1 児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
	2 その他の相談	保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健 相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別に分類される）
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非 行 相 談	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談を含む）
育 成 相 談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別に分類される）
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

4 児童相談の流れ



II 管内概況

所管区域図



区分	面積	構成比
中央	3,809.66Km ²	59.9%
西部	1,700.91Km ²	26.7%
東部	851.76Km ²	13.4%
全県	6,362.33Km ²	100.0%

区分	総人口	構成比
中央	821,542人	42.4%
西部	559,191人	28.9%
東部	557,330人	28.8%
全県	1,938,063人	100.0%

区分	1Km ² 当り
中央	215.6人
西部	328.8人
東部	654.3人
全県	304.6人

区分	児童人口	構成比
中央	120,854人	42.1%
西部	82,480人	28.7%
東部	83,828人	29.2%
全県	287,162人	100.0%

(注1) 総人口及び児童人口については、「群馬県年齢別人口統計調査結果」(R1.10.1現在)による。

(注2) 構成比は小数点以下の端数処理により合計が100%にならないことがある。

管内別の人口及び児童人口

児相別	市町村別	世帯数	人口	児童（0歳～17歳）人口									
				0歳～1歳	2歳～3歳	4歳～5歳	6歳～7歳	8歳～9歳	10歳～11歳	12歳～13歳	14歳～15歳	16歳～17歳	合計
中央児相	前橋市	143,178	332,998	4,687	5,054	4,920	5,125	5,407	5,635	5,695	5,869	6,371	48,763
	伊勢崎市	85,868	210,520	3,341	3,524	3,449	3,558	3,815	3,956	4,038	4,182	4,446	34,309
	沼田市	19,271	45,803	509	565	600	639	670	766	812	883	899	6,343
	渋川市	29,234	74,426	786	916	937	998	1,118	1,144	1,166	1,280	1,304	9,649
	榛東村	5,197	14,335	247	264	245	215	254	271	275	274	283	2,328
	吉岡町	8,046	22,009	418	450	515	430	474	484	468	440	479	4,158
	中之条町	6,505	15,591	148	144	152	185	198	219	242	260	276	1,824
	長野原町	2,379	5,213	49	53	47	49	62	71	78	87	103	599
	嬭恋村	3,942	9,493	102	115	112	126	137	145	154	140	149	1,180
	草津町	3,311	6,252	51	54	58	63	71	74	67	92	96	626
	高山村	1,257	3,463	44	30	38	53	53	48	67	57	65	455
	東吾妻町	5,179	12,921	92	122	138	138	157	182	180	187	215	1,411
	片品村	1,560	4,024	37	37	37	42	48	56	61	59	93	470
	川場村	997	3,527	36	41	54	56	53	50	60	67	73	490
	昭和村	2,617	7,058	96	110	95	114	110	124	107	133	154	1,043
	みなかみ町	7,542	17,825	166	187	175	198	228	213	243	267	347	2,024
	玉村町	15,138	36,084	489	502	515	540	553	615	613	671	684	5,182
計	341,221	821,542	11,298	12,168	12,087	12,529	13,408	14,053	14,326	14,948	16,037	120,854	
西部児相	高崎市	156,353	368,573	5,473	5,971	5,875	6,092	6,357	6,740	6,770	6,894	7,014	57,186
	藤岡市	25,407	63,569	724	780	846	894	1,047	1,094	1,143	1,177	1,258	8,963
	富岡市	18,830	47,635	510	572	647	698	762	800	827	911	928	6,655
	安中市	22,562	55,602	539	645	679	733	832	878	952	948	1,003	7,209
	上野村	533	1,092	13	18	13	14	12	13	15	15	15	128
	神流町	822	1,648	4	3	9	7	12	10	7	17	11	80
	下仁田町	2,950	6,624	30	47	35	45	49	50	69	70	92	487
	南牧村	871	1,673	1	6	3	6	7	7	5	8	10	53
	甘楽町	4,841	12,775	131	145	182	178	195	208	216	220	244	1,719
	計	233,169	559,191	7,425	8,187	8,289	8,667	9,273	9,800	10,004	10,260	10,575	82,480
	東部児相	桐生市	45,871	107,898	1,033	1,153	1,248	1,309	1,473	1,645	1,609	1,754	2,056
太田市		91,661	221,482	3,546	3,713	3,789	3,998	4,227	4,455	4,300	4,548	4,551	37,127
館林市		31,171	74,598	863	1,002	1,036	1,137	1,259	1,279	1,323	1,380	1,502	10,781
みどり市		19,578	49,481	623	705	740	756	841	913	959	969	1,028	7,534
板倉町		5,649	14,305	118	134	158	187	222	229	240	263	242	1,793
明和町		4,178	10,912	147	163	169	161	184	202	201	187	222	1,636
千代田町		4,120	10,932	127	157	162	159	182	209	200	208	217	1,621
大泉町		19,075	41,864	687	709	684	665	705	705	717	729	783	6,384
邑楽町		9,985	25,858	264	347	328	387	408	458	474	485	521	3,672
計		231,288	557,330	7,408	8,083	8,314	8,759	9,501	10,095	10,023	10,523	11,122	83,828
合計	805,678	1,938,063	26,131	28,438	28,690	29,955	32,182	33,948	34,353	35,731	37,734	287,162	
児童人口構成比			9.1%	9.9%	10.0%	10.4%	11.2%	11.8%	12.0%	12.4%	13.2%	100.0%	

(注) 世帯数については「群馬県移動人口調査結果」(R1.10.1現在)、人口及び児童人口については「群馬県年齢別人口統計調査結果」(R1.10.1現在)による。